平成２６年（フ）第１８８号
静岡市葵区瀬名２丁目24番26号ベラーダ・デ・リオ瀬名101、前住所静岡市葵区瀬名３丁目37番19号
債務者　杉山　哲也
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　友朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４７号
京都府木津川市山城町上狛北野田芝３番地グレース山城501号室、住民票上の住所奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地16―105
債務者　上平　　浩
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　政典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
長野県飯山市大字飯山2280番地３
債務者　渡邉　清隆
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡室　恭輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
茨城県神栖市深芝南２丁目４番地２
債務者　錦織　敏之（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　敦哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４４号
長野市松代町松代739番地
債務者　伊東　正示
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　和枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９６号
愛知県新城市長篠字段子72番地３
債務者　米山　正一
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由田　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３３号
三重県松阪市田原町256番地６
債務者　米倉　明夫
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第８３０号
札幌市中央区南３条西６丁目３番地３　南３条グランドビル1305号
債務者　中村三恵子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４７号
札幌市中央区北７条西14丁目28番地25　朝日プラザ北７条Ａ棟309号
債務者　稲葉　茂暢
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早坂　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７４号
堺市東区高松155番地４
債務者　清水　一人
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪尾　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６６０号
岐阜県関市稲河町１番59―103号
債務者　林　　正己
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青葉　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４１号
札幌市豊平区西岡４条11丁目15番８号
債務者　西谷　　昌
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清平　温子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
静岡県掛川市宮脇１丁目16番地の５
債務者　小山　道代
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７６号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手727番地の29
債務者　新田　正美
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
奈良県橿原市十市町1154番地の４
債務者　小早川昭治
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
奈良県葛城市當麻58―１　ラフィーネ當麻弐番館Ｅ号棟201号室、住民票上の住所奈良県大和高田市蔵之宮町17番24号
債務者　嶋中　尚子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
函館市本町20番18号
債務者　飯田　勝也
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
函館地方裁判所